## コ米地位協定の見直しを全国から

根

ラウンドを迎えた。 六月に新たな差止訴訟を提起し、国と沖縄県 する問題は、昨年一二月に最高裁判所が沖縄 の基地問題をめぐる司法の場での争いは第二 、県の敗訴が確定した。その後、 、の主張を退け、 事の進行を食い止めるために、 県の普天間基地を名護市辺 国の主張を認めたことによ 新基地の建 野古に移 県は今年 設

言すれば、 現実を、広く全国に訴える意図があった。換 る一連の行為が地方自治の原則と相容れない な状況に置かれてきた歴史的な経緯、 を生じさせている現状や、 背景には、翁長雄志知事が法廷での陳述を通それでも沖縄県が訴訟という手段を選択した 場で本質的な解決が導かれるものではない。 という争点は政治的な次元で決定され、ま 非常に少ない。また、 た、見直される余地もあることから、 体が争う訴訟で、自治体が勝訴するケースは 改めて指摘するまでもなく、 沖縄県に米軍基地が集中し多くの被害 (担の偏重にどのように向き合うべきか) この都道 辺野古訴訟は日本国政府のみなら 府県も日米安保条約下の基地 米軍基地の移設 沖縄県がこのよう 国と地方 国によ 司 の是非 方自治 法の 問

> 行されたに過ぎない。 実弾砲撃演習の本土移転など一部の事案が実 極めて困難な作業であり、 現在に至るまで

その解決に向き合う必要に直面した。 契機に北海道は、沖縄県と同じ問題を共 対や懸念の声にもかかわらず日米共同訓練は 判が寄せられている。オスプレイに対する反に説明されていないことに対して、多くの批 対して、また、事故原因が地元自治体に十分 が行われた。オスプレイは各地で墜落事故や隊の輸送機であるオスプレイを使用した訓練 させているのは、 両政府に訴え、交渉する行動の具体化である。 味に見えるが重要な手がかりとなりうるのが、 トラブルを引き起こしており、 査する権限を阻まれているという事情がある。 して、日米地位協定によって日本側が捜査、 らず、米軍・軍人が引き起こす事件・事故に対 周知のとおり沖縄県における基地問題を深刻化 都道府県が共同して日米地位協定の改正を日米 今年八月、北海道でも初めてアメリカ海丘 抜本的な解決策が見出せない中、一 われたが、 結果としてオスプレイの 米軍基地・施設の集中のみな その安全性に 見、 調

える全国組織として、 実は、 基地問題や日米地位協定の改正を訴 五都道府県によって

われたのであった。

こうした状況の打開

問視する声が寄せられているし、今年九月、 二〇一五年に環境補足協定が締結された。 る余地は多分にある。 共鳴し、今まで以上に積極的な行動を展開す 会を構成する都道府県知事が沖縄県の主張に 翁長知事は独自に沖縄県が作成した日米地 た、協議会は今年八月にも日米両政府に対し 協定の改正案を日米両政府に提出した。協議 足協定に関しては、沖縄県内から実効性を て要請を行っている。 絡協議会がある。 構成されている渉 この協議会の交渉 外関係主 しかしながら、 - 要都 府 環境補 知 事 疑 ŧ 連

津市議会、大阪府市長会が政治的な立場を超 された。その背景には、 けられ敗訴したものの、 ある。裁判では原告である摂津市の訴えは退 保育所設置に際して地方自治体が被った超過 われた法的紛争の中で注目を浴びた事件に、 は改めて想起されるべきである。 を支援したという運動の広がりがあったこと えて支持し、また、当時の革新市長会もこれ 負担問題解消のために提起された摂津訴訟が ところで戦後、 国と地方自治体との間 摂津市の提訴を、摂 超過負担問題は改善

られている レイが全国各地を飛来することになった現 定の見直しの実現は容易ではないが、オスプ 共同して日米両政府と折衝する行動力が求め てには、様々な方法があり得る。 米軍の基地問題や訓練に対する異議 沖縄県だけではなく、 全国の都道府県が 日米地位協 申し立

行

< やまざき</p> みきね・北海道大学大学院法学研究科教授ン